

長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

資料1-3

建物名称 : グループホームベルハウス東山手

用途 : 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅(消防法施行令別表第1(16)項イ))

建築年月日 : 昭和40年11月18日 (建物登記上)

構造・階層 : 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延べ面積 : 581.85㎡ (うち、グループホーム部分(1, 2階)の面積は259.64㎡)

建築面積 : 153.60㎡

収容人員 : 17名(そのうち、グループホーム部分は13名)

火災発生日時: 平成25年2月8日(金) 調査中

覚知時刻: 19:43

鎮圧時刻: 21:09

鎮火時刻: 21:49

焼損程度: 部分焼(焼損床面積51.5㎡)

人的被害: 死者5名、負傷者7名



施設外観

グループホームの防火対策の状況

消防用設備等の設置状況及び防火管理の実施状況

	グループホーム等の設置基準	ベルハウス東山手における設置義務の有無	ベルハウス東山手における対応状況
消火器具	全て	あり	設置（火災時に使用された形跡なし）
自動火災報知設備	全て	あり	設置（火災時に鳴動したことを消防隊が確認）
火災通報装置	全て	あり	設置（火災時に使用された形跡なし）
スプリンクラー設備	275㎡以上	なし	設置なし
誘導灯	全て	あり	設置（一部誘導灯のバッテリー切れ） ※平成24年9月30日に立入検査時に指摘
消防用設備点検報告	全て （半年に1回実施1年ごとに報告）	あり	実施 ※平成24年8月20日提出済み
防火管理	利用者及び職員の合計が10人以上	あり	防火管理者選任・届出済み 消防計画届出済み 避難訓練※ ※平成19年12月3日に実施以降、実施した旨の報告はなし

社会福祉施設へのスプリンクラー設備の設置基準

- ① 社会福祉施設のうち、自力避難が困難なものが主として入居する施設
⇒ 延べ面積が275㎡以上で設置義務

(参考)設置基準の改正経緯

・昭和62年10月政令改正(昭和63年4月施行)

延べ面積 6000㎡以上 ⇒ 1000㎡以上

(東京都松寿園火災を契機(昭和62年6月6日 死者17名 2,014㎡))

・平成19年6月政令改正(平成21年4月施行)

延べ面積 1000㎡以上 ⇒ 275㎡以上

(長崎県大村市グループホーム火災を契機(平成18年1月8日 死者7名 279㎡))

- ② 社会福祉施設のうち、①以外の施設
⇒ 平屋建て以外の防火対象物で床面積が6,000㎡以上で設置義務

「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」

平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討するため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催する。

1 主な検討項目

- (1) 認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」火災の概要と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における防火対策のあり方

2 検討委員 (敬称略、五十音順)

室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授 (座長)
荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
上田 孝志	札幌市消防局予防部長
榎 一郎	千葉市消防局予防部長
勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
河村 真紀子	主婦連合会事務局次長
佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事
佐々木 美香子	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問 (元消防研究所所長)
野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授
伯川 秀人	長崎市消防局予防課長
山田 常圭	消防庁消防研究センター上席研究官

3 スケジュール

3月11日に第1回、5月24日に第2回、6月27日に第3回を開催、7月を目途にとりまとめ

認知症高齢者グループホーム等 火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災報知設備の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず、施設からの通報ができていなかった。
- (2) 従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。また、こうした状況について関係行政機関間での情報共有が不十分であった。



ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）の対策と、
ハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を
総合的に実施することが必要

スプリンクラー設備の設置基準の見直しに係る 基本的考え方

- 認知症高齢者グループホームについては、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけるべき。
- ただし、例外として、施設の構造が、スプリンクラー設備を用いずにも火災時に介助者による対応によって避難が有効に行われると想定されるものである場合は、スプリンクラー設備を設置不要としてもよいのではないか。

具体的な要件について

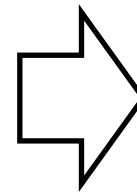
考 え 方	具体的な構造	
火災が発生しても火炎が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置された部分	例外 1	準耐火構造の床・壁で区画され、天井・壁の内装を不燃性が高いものにした場合は、スプリンクラー設備を不要とする。
自力避難困難な者が居室から屋外に容易に避難できる部分	例外 2	平屋建て又は避難が困難な者が就寝する室の存する階が避難階に限られている防火対象物において、次のような要件を満たすものについて、スプリンクラー設備を不要とする(要件の詳細は引き続き検討)。 ① 避難が困難な者が就寝する室が、準耐火構造の壁で区画され、屋外からも容易に避難させることができる小規模のものであること。 ② 避難が困難な者が利用する専用部分の間の壁に開口部がないこと。 ③ 避難が困難な者が就寝する室には、煙感知器が設置されていること。 ④ その他必要な要件を満たすこと。

本検討部会の検討結果の及ぶ対象について(案)

本検討部会は、認知症高齢者グループホームでの火災を踏まえて検討を行ったものであるが、消防法施行令別表第一(6)項口には、「認知症高齢者グループホーム」以外に、

- (1) 認知症高齢者グループホーム以外の高齢者社会福祉施設
 - (2) 生活保護法上の救護施設
 - (3) 乳児院
 - (4) 障害児入所施設
 - (5) 障害者支援施設等
- がある。

これらの施設は、規模の差はあるが、入居者の状態としては自力避難が困難な者が入居又は宿泊するものであり、同様の火災危険があるとして消防法令上の各種基準を設けているところである。



高齢者社会福祉施設以外の施設においても、火災予防対策の必要性において、原則として同じような対策が必要ではあるが、入居者の特性等が異なることから、本部会のとりまとめとは別に、本部会に引き続き、火災予防対策の詳細についての検討をすることとしてはどうか。